

三重県循環器病実態分析業務委託仕様書

1 委託業務概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 委託業務名 | 三重県循環器病実態分析業務 |
| (2) 委託期間 | 契約の日から令和7年9月30日まで |
| (3) 委託内容 | 2の事業内容のとおり |

2 事業内容

<目的>

三重県の直近5年の循環器病の年齢調整死亡率において、脳血管疾患は全国、三重県ともに減少傾向であるものの、心疾患については全国が直近で減少に転じているのに対して、三重県では増加が続いている。特に心疾患では、心不全や不整脈・伝導障害等が大きく増加している。

本事業においては、死亡票等からのデータを基に、これらの原因を分析するとともに、三重県の循環器病対策の課題抽出や構築のための具体的施策案を提案すること等により、今後の循環器病対策の取組の一層の推進を図る。

<委託業務概要>

【循環器病実態分析結果報告書の作成】

三重県と事前に内容を協議した上で、以下に掲げる①～③に関する最新データの収集、分析等を行い、その結果に対する対策案等の提案を含め、循環器病実態分析結果報告書を作成すること。

なお、報告書の作成に当たっては、以下に留意すること。

- ・ 三重県、各医療圏及び各構想区域内のデータの比較並びに全国とのデータ比較が可能なものを作成する。
- ・ 分析結果の内容に応じて、地理的な分布状況、図表等を使用した視認性・判読性の良いものを作成する。
- ・ 分析結果の評価の際、新型コロナウイルス感染症による影響も含め考察する。

① 死亡票および死亡個票に基づく分析

本県において、心疾患（心不全や不整脈・伝導障害等）による年齢調整死亡率が増加し、脳卒中による年齢調整死亡率が減少している原因等について分析する。

分析に資する人口動態統計の死亡票および死亡個票（平成30年度～令和5年度）に係るデータは県が厚生労働省から取り寄せたうえで受託者に提供するものとし、下記の主な項目等を活用し、適宜クロス分析等を行うこと。

【分析に用いる主な項目】

性別／生年月日／死亡年月日／死亡した人の住所／死亡したところ（病院、自宅等の種別の施設名）／死因の種類（病死・自然死、不慮の外因死）、死因の原因、施設の所在地または医師の住所および氏名等

② 循環器病に係る患者数および死亡者数の推移

患者調査等により、平成 27 年から直近年までの循環器病の患者数および受療率、並びに死亡数及び年齢調整死亡率について、その他の疾患との相関も含め分析・評価すること。

なお、「その他疾患」については三重県と受託者の協議の上決定するものとし、適宜①の結果等と関連付けて考察すること。

③ その他循環器病の年齢調整死亡率の増加要因に係る分析

心疾患の年齢調整死亡率の増加の背景として、救急搬送体制や医師の偏在といった医療政策上の課題も推察されることから、例えば、DPC データや患者調査、その他統計等の活用により、心疾患の増加に影響を及ぼす医療政策上や、循環器病に係る生活習慣等、並びに医療資源等の観点から要因分析を行うこと。

3 委託業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行に当たっては、三重県と十分な連絡を保ち、必要なデータ分析等を行うとともに、処理方針については、三重県の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、作業内容、作業工程をまとめた作業計画書を作成し、三重県の確認を受けること。
- (3) 本業務の遂行によって作成した報告書等にかかる著作権等の諸権利は、三重県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。特に個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約書からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 委託者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合には、三重県の承諾を得るものとする。

4 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。その他については、三重県と協議の上、決定する。

(1) 成果品及び提出期限

	成果品	提出期限
①	循環器病実態分析結果報告書（中間）	令和7年8月15日
②	循環器病実態分析結果報告書（最終）	令和7年9月30日
③	上記のほか本事業において作成した資料、原稿、データ等	令和7年9月30日

※ 中間報告書の内容については、三重県と受託者の協議の上、決定するものとする。

(2) 提出形式

Word、Excel、PowerPoint（バージョン2016が対応可能なもの）、PDFファイル等をCD-R、DVD-R等に保存したものを基本とすること。

なお、②循環器病実態分析結果報告書（最終）については、紙媒体を5部提出すること。

5 その他

(1) 本業務について必要な資料は、三重県と調整した上で収集するものとし、収集した資料は本業務の委託期間終了までに返却すること。

(2) 作成指針の内容が、本仕様書の内容と異なる等、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、三重県と受託者が協議の上、業務の細目を決定するものとする。